

ID: 3074

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の35第6項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の35第6項の規定による。 (介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の35</p> <p>6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日